五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「秩父ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年十二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長がお意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「秩父ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年十二月九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名
（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

秩父ガス株式会社申請の特定ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諮　事　項

職員の免職処分

府中刑務所処遇部（処遇部門）矯正処遇官
法務事務官（看守部長）　酒井　智弘
国家公務員法第78条第３号により免職する。
平成 21 年 11 月 18 日
府中刑務所長　有光　秀晴

国営中鹿追土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営中鹿追土地改良事業（区画整理、農地造成）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 21 年 12 月１日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営中鹿追土地改良事業計画書（区画整理）の写し
国営中鹿追土地改良事業計画書（農地造成）の写し

2　縦覧期間
平成21年12月２日から平成22年１月６日まで

3　縦覧場所
北海道河東郡音更町及び同郡鹿追町各事務所

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成21年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 21 年 12 月１日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

記

国営南標茶土地改良事業（農地防災、農地機能保全―農地保全）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月１日
中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年10月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平成建設株式会社　紫村　桂太　三重県桑名市大字大仲新田543番地２　国土交通大臣許可（特―19）第22202号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年９月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 12 月１日
中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サカテック　酒井　賢治　静岡県御前崎市池新田4432番地40　国土交通大臣許可（特―21）第22997号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第７７２号

長野県長野市長門町1066番地１　ダイヤパレス長野中央901　田下法律事務所
申立人　田下　佳代
本籍新潟県阿賀野市中央町２丁目592番地、最後の住所長野県長野市戸隠豊岡1384番地、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日平成21年３月７日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和22年５月24日、職業不詳
被相続人　亡　福澤　悌治
催告期間満了日　平成22年６月15日
長野家庭裁判所